平成２９年（フ）第３８９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番８（シャルムＳＩ　103）
債務者　遠藤　　賢
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９０号
千葉県佐倉市上座497番地２　グリーンヒル矢橋105
債務者　菊地　典子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９１号
千葉県印旛郡栄町安食2317番地17（メゾン柚の木Ｂ棟３号室）
債務者　中嶋さゆり
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９６号
千葉県八街市朝日586番地12
債務者　有坂　　憲
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９９号
千葉県印西市中根官堤
債務者　鈴木　正広
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３号
千葉県印西市小林大門下１丁目８番地８
債務者　廣中　達輝
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８号
千葉県成田市東ノ台1097番地21（藤崎ハイツ103号室）
債務者　宮野　栄一
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１７号
千葉県印旛郡栄町南ヶ丘１丁目10番９号
債務者　八幡あさひ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９４号
千葉県木更津市羽鳥野１丁目２番地11
債務者　石井　美咲
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１４０号
千葉県木更津市祇園314番地２
債務者　篠田　郁美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２６５号
金沢市長土塀２丁目３番４号　マントミハイツ107号
債務者　清造　幸二
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８５号
石川県野々市市太平寺１丁目84番地４　ボーノンＦ201号
債務者　森蔭由起子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９０号
金沢市割出町261番地２　ピュアハイツ諸江202号
債務者　津澤　　巌
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１９号
長野県松本市梓川倭2310番地３　シャンティ倭Ｂ一203号
債務者　松田　久典
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３１号
長野県松本市南原２丁目７番14号
債務者　水嶋かすみ
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第９号
長野県松本市宮渕１丁目４番34号
債務者　太田　美樹
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１８号
三重県津市一身田中野384番地１　メゾンドールクラタ106、前住所愛知県知多市新舞子東町２丁目６番地の６（ラポール102）
債務者　辻　　勇介
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで津地方裁判所破産係